破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第６３１号
北九州市八幡東区祇園３丁目５番22号
破産者　由本　美恵
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２９３号
滋賀県湖南市下田2735番地１（205号）、開始決定時の住所滋賀県湖南市中央２丁目92番地（401号）、（前住所）滋賀県湖南市中央２丁目92番（202号）・京都市左京区南禅寺草川町78番地
破産者　今崎　亮平
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３０６号
大津市滋賀里４丁目１番５号　メリノハイツ503、事業所所在地滋賀県長浜市大辰巳町31
破産者　麦笑長浜店こと　佐藤　武士
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５７８号
北九州市小倉北区中津口１丁目６番４―802号
破産者　桑原　拓也
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６０２号
北九州市八幡東区茶屋町４番５号
破産者　豊永由香利
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６１４号
北九州市小倉北区菜園場２丁目４番７号（103）
破産者　城元　綾二（旧姓山崎）
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第９６号
佐賀県武雄市武内町大字真手野20427番地１
破産者　山田　智則
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第４０５号
熊本市東区花立６丁目８番21号
破産者　高岡　泰朋
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１７号
岩手県下閉伊郡山田町豊間根第２地割97番地２
破産者　及川　純生
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２９年（フ）第２３号
岩手県宮古市重茂第１地割78番地１
破産者　木村みゆき
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２９年（フ）第２４号
岩手県宮古市赤前第16地割８番地、旧住所岩手県宮古市西町１丁目５番13号
破産者　堀内　英勝
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２９年（フ）第４８号
宮城県栗原市瀬峰藤沢瀬嶺８番地２
破産者　八乙女　守
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第３３号
秋田県鹿角市十和田毛馬内字上道10番地
破産者　田中　英夫
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２９年（フ）第５６号
新潟県三条市田島２丁目23番13―201号
破産者　大橋　功子
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第１１４号
富山市四方西岩瀬114番地
破産者　加納　　徹
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５５号
山梨県甲府市中町404番地１
破産者　三上　秀正
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３７６号
静岡県焼津市上小杉956番地　ベルフォーレ102
破産者　高橋　　忍
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９０１号
名古屋市名東区牧の里３丁目102番地ビューラー牧の里106号、住民票上の住所名古屋市中川区打中２丁目162番地
破産者　伊藤　幸子
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

第明治三十二種郵便物認可　三十五年三月三十一日